

観光レンタサイクル利用規約

この利用規約は、お客様（以下 利用者）が東御市観光協会（以下 協会）の運営管理するレンタサイクルを利用し
ていただく際に遵守していただく事項について規定しています。

1 利用申込

利用を希望する方は、所定の場所で受付を行ってください。

【受付場所】 ゆうふる tanaka

受付の際は、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など）をご提示ください。

※事前に使用状況を確認いただけます。また、予約を受付けています。

【使用状況等にかかるお問合せ】 ゆうふる tanaka 0268-63-3715

※利用いただける自転車の仕様については別表レンタサイクル一覧をご覧ください。

2 利用方法

ゆうふる tanaka フロントにて申込を行い、鍵等を受け取ってください。

レンタサイクルは、ゆうふる tanaka 駐車場一面にある駐輪場に設置してありますので、番号を確認し鍵を外した
うえでご利用ください。

3 利用料金

無料

4 利用時間

午前10時から午後5時まで

5 利用条件

- (1) 貸出・返却とも利用時間内（午前10時から午後5時まで）に行ってください。ただし、最終受付時間は
午後4時とします。
- (2) ご利用は、中学生以上70歳未満の方に限ります。
- (3) 身長150cm未満の方はご利用できません。
- (4) レンタサイクルは、貸出時と同じ駐輪場へ返却してください。

6 自転車の故障

(1)パンク修理

利用中に発生した自転車のパンクについては、利用者が次の自転車取扱店へ連絡し修理を行ってください。
修理にかかる代金については、利用者にてご負担いただきます。

【自転車取扱店】 土屋商会（電話）0268-62-0539

(2) その他の修理

利用中に自転車が故障した場合は、協会までご連絡ください。利用者起因する自転車の故障については、
利用者の費用負担で修理していただきます。

また、自転車の故障によって利用者及びその他第三者に損害が生じたとしても、協会は一切責任を負いま
せん。

7 自転車の盗難・紛失

利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに協会まで連絡してください。

無施錠のまま放置した等、利用者に起因する事情により盗難・紛失等した場合は、違約金をいただく場合があります。

8 事故

利用時間中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害が発生した場合において、協会は一切の責任を負いません。

利用者が利用時間中に事故にあった場合は、速やかに警察署へ届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、協会に事故発生の時間・場所・原因・事故の状況等を報告してください。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。前項にかかわらず、協会が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、協会が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

9 鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料等を負担していただきます。

無施錠での駐輪等の利用者の過失による自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合には、7項に定める違約金をいただく場合があります。

10 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3) 歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) レンタサイクルの改造
- (5) 運転中に当該レンタサイクルの異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外のものに使用させること

11 規約等の変更

当規約・休業日・サービス内容等は予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。

12 利用取消

利用者が利用規約に違反した場合は、利用時間中であっても、利用取消した自転車を速やかに変換していただきます。

また、利用規約の違反により協会もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

【別表】 レンタサイクル一覧

貸出（返却）場所	自転車仕様	管理番号	付属品
ゆうふる tanaka	電動アシスト付 (26インチ)	1	鍵・バッテリー
		2	鍵・バッテリー
	電動アシスト無 (26インチ)	3	鍵
		4	鍵
		5	鍵
		6	鍵
		7	鍵
		8	鍵
		9	鍵
		10	鍵